

2 教 保 号 外  
令和 2 年 7 月 3 日

各教育事務所・支所長 殿

愛知県教育委員会保健体育課長

教育活動の実施等に関するガイドラインについて（通知）

教育活動の再開に向けては、令和 2 年 5 月 20 日付け 2 教保号外「教育活動の再開に向けたガイドライン」に基づき、適切に取り組んできていただいているところです。

このたび、先のガイドラインを「教育活動の実施等に関するガイドライン」として更新し、県立学校あて通知しました。

つきましては、管内の市町村教育委員会に参考としていただくよう周知してください。

担当 振興・保健グループ（山下）  
学校体育グループ（松浦）

電話 052-954-6793（振興・保健グループダイヤルイン）  
052-954-6825（学校体育グループダイヤルイン）

# 教育活動の実施等に関するガイドライン

(令和2年7月3日版)

このガイドラインは、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & A」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を踏まえ、管理職のみならず、幼児児童生徒の指導に当たる教員の指針となるよう作成したものであり、この内容は、今後、国の通知等を受け改訂していく予定です。

なお、各校においては、このガイドラインを踏まえて、幼児児童生徒の実態や地域の実情、最新の情報等に応じて、行動マニュアル等を作成・見直しするなどの対応も可能です。【改訂】

## 1 基本的な感染症対策の考え方

### (1) 健康観察の徹底

家庭との連携はじめ、地域の感染状況を注視していくことが、重要である。

ア 全ての児童生徒等及び教職員は、登校・出勤前に毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、あらかじめ指定した場所に来るよう指導し、検温及び健康観察を行う。

イ 手洗いをこまめ（登校後、活動の前後、食事の前後、トイレ後、清掃後、帰宅前）に行うよう指導する。また、マスクの着用や咳エチケットを徹底するよう指導する。なお、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用はしないよう指導する。

ウ 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

### (2) 「3つの密（密閉・密集・密接）」を防ぐ

「3つの密」が重なった場所は、集団感染発生のリスクが高い。3つの条件が重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮をする。

ア 【密閉】・・・窓やドアをできるだけ開放し、換気の悪い密閉空間をつくらない。雨の日や暑い日（エアコンを使用する場合も）も、教室の天窗や2方向の扉や窓は開け、常に空気の流れを作る。

イ 【密集】・・・教室の児童生徒等の机の間隔をできるだけ広くとる。  
児童生徒等が密接しない学習活動・学習形態の工夫をする。

ウ 【密接】・・・全ての児童生徒等及び教職員は、原則として、常にマスクを

着用する。

休み時間も教室や廊下、手洗い場、トイレなどで児童生徒等が密接しないように指導する。

障がい等によりマスクの着用が難しい場合は、咳エチケットなどについて、個の実態に合わせて指導する。

### (3) 保健管理体制の整備と教室・授業環境の整備

学校医、学校薬剤師と連携体制を整え、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の保健管理体制を確立する。

ア 定期的に行われる学校保健委員会を活用したり、電話等により指導助言を受けられるようにしたりするなど、学校医や学校薬剤師から適宜指導助言を受けられる体制を整える。

イ 手洗い場には、石けん（可能であれば、液体石けん）を設置する。

ウ 流水と石けんで丁寧に（約 30 秒）手洗いすることで、十分にウイルスを除去できるため、指導を徹底する。

ただし、流水で手洗いできない場合は、手指消毒液も有効であるため、可能な限り、教室付近に設置することが望ましい。

エ 用具や物品の共用は、可能な限り避ける。共用を避けることが難しいものは、使用後の手洗いを徹底させる。

オ 身体的距離の確保

- ・ 学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用したりするなど、可能な限り、一人一人の距離が確保できる工夫をする。
- ・ 一人一人の距離が十分確保できないときには、飛沫防止ボードの活用や対面とならないような授業形態を工夫する。
- ・ それでもなお、身体的距離の確保が難しい場合は、最大限換気に配慮する必要がある。
- ・ 児童生徒等が密集するグループ学習を行うことは避ける。ただし、ペアワークやグループワークを実施しなければならない場合は、必要な感染症対策を講じるとともに、長時間の活動とならないようにする。

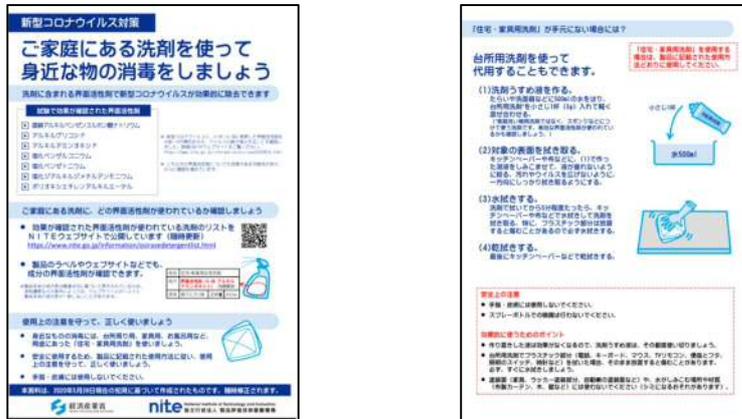
### (4) 消毒の方法等【新規】

消毒を行うにあたっては、使用する消毒液の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等を取扱説明書や製品の表示等によく確認の上、学校薬剤師と連携しながら適切に行うこと。

ア 各教室に物品用消毒液（次亜塩素酸ナトリウムやエタノール等）を準備し、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、手すり、水道の蛇口栓等）を 1 日 1 回以上は消毒して清掃する。



「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」経済産業省、(独)製品評価技術基盤機構  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327\\_poster.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf)



- ※ なお、次亜塩素酸ナトリウム液や界面活性剤は、アルコール液と異なり、手指の消毒や噴霧には使用できないので注意する。
- ※ 新型コロナウイルスへの効果が確認された界面活性剤が含まれている洗剤等の製品リストは、(独)製品評価技術基盤機構が下記のウェブサイトで公表している。  
 独立行政法人製品評価技術基盤機構「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト」  
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

《「次亜塩素酸水」を使用する場合の参考資料》【新規】

「『次亜塩素酸水』を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」厚生労働省、経済産業省、消費者庁  
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-4.pdf>



(5) 給食のルール (小学校・中学校・特別支援学校・夜間定時制高校)

栄養教諭や給食業者とも連携し、献立作成や配膳方法等、給食時のルールを決める。

また、昼食等の留意点は、「2 (5) 昼食等」によることとする。(全校種)

ア 給食当番の健康観察とその記録をする。

- イ 給食当番用エプロンは、他人と共用しないこととし、次の人が使用する前に必ず洗濯するよう指導する。
- ウ 配膳、おかわり、後片付け（食器返却）、などで児童生徒等が並ぶことがないよう工夫する。
- エ 献立作成では、可能な限り品数を減らし、配膳時のリスクを減らす。（主菜と具沢山の汁物等）
- オ 学校給食従事者（受配校の配膳員、配送車職員を含む）、寄宿舎の調理員、学校給食業務委託業者等は「検温、咳、倦怠感等」を確認し、個別健康観察記録票に記録する。
- カ 学校給食用食材納品業者（牛乳、パン、ごはん、麺、直送品業者を含む。）の納品時には、マスクの着用を求める。また、「検温、咳、倦怠感等」を確認し、記録する。
- キ 食事介助で対象とする児童生徒が代わる場合は、その都度、手洗い又は手指消毒を行う。【新規】

(6) 心のケア

- ア 児童生徒等の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている者もいると考えられるため、担任等が努めて個々に対する声かけを行う。【改訂】
- イ 担任等は、学年団をはじめ、養護教諭や教育相談係と常に情報共有し、教育相談委員会等を設け、適切に対応できる体制を整える。
- ウ 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を密にする。
- エ 学校外の相談機関として、「よりそいチャット」や「チャイルドライン」、「子どもSOSほっとライン24」、「愛知県精神保健福祉センター」、「愛知県総合教育センター相談室」において、児童生徒等及び保護者を対象とした相談事業の活用を勧めることも考えられる。

《児童生徒の心のケアに関する参考資料》【新規】

「子どもたちの心のケア～学校再開にあたって～」愛知県総合教育センター

<https://apec.aichi-c.ed.jp/soudan/childcare.pdf>



(7) 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくす

感染者、濃厚接触者、医療従事者、その他社会機能の維持に当たる方やその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、不適切であり、断じて許されないものである。

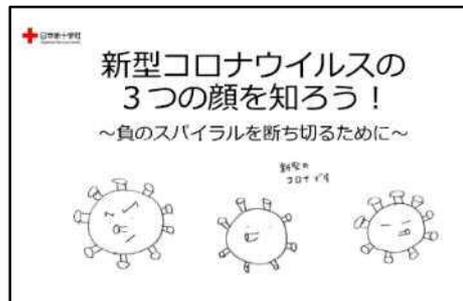
ア 全ての教職員は、公的機関が提供する正しい情報に基づく適切な行動を心がける。

イ 児童生徒等に対して、誰でも感染者や濃厚接触者になる可能性があることをホームルームや集会等の機会に繰り返し指導する。

《新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見に関する指導資料》

参考「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」日本赤十字社

<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/211841aef10ec4c3614a0f659d2f1e2037c5268c.pdf>



2 日々の教育活動における感染症対策・指導

全ての教員が共通認識を持ち、児童生徒に対して、感染予防教育に取り組み、学校全体で感染予防に取り組めるよう、指導に当たる。

教職員の目の届かない休み時間や登下校などは学校生活における一番の感染リスクとなることから、児童生徒が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断しこれを避ける行動をとることができるよう指導を行う。

【改訂】

(1) 登校前、登校後

ア 毎朝、保護者と協力して家庭で検温する。風邪症状がみられる場合には登校しないよう指導する。

家庭で検温等できていない場合は、所定の場所で検温及び健康観察を行う。

イ マスクを着用して登校し、登校後は教室に入る前に手洗いをするよう指導する。ただし、熱中症のリスクもあるため、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導する。【改訂】

(2) 朝の会

ア 挨拶の発声時には、飛沫を飛ばさない挨拶を工夫する。

### イ 健康観察の徹底

- ・ 児童生徒の健康状態を確実に把握する。
- ・ 毎朝提出する健康カードを用いるなど、児童生徒が不調を申し出しやすい雰囲気や体制づくりを心がける。

#### 《体調不良者を確認した場合》

風邪症状等の体調不良がみられる場合には、保護者に連絡をして、自宅で休養させるよう迎えを依頼する。

当該児童生徒を安全に帰宅させるまでの間、学校にとどまる場合は、他児童生徒との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。（教職員についても同様）

児童生徒の不安を取り除く健康相談ができる体制を整える。

### (3) 授業

#### 《1つの教室に40名の生徒を入れることについて》

1つの教室に40名の生徒を入れると、身体的距離の確保は困難になる。したがって、身体的距離の確保以外の感染防止対策を徹底する必要がある。感染防止のための行動に関する指導をした上で、次のとおりの対応ができれば、40人が同時に教室に入室することは可能と考える。

- 発熱等の風邪症状がみられる児童生徒等及び教職員が、室内にいない。
- 全ての児童生徒等及び教職員は、マスクを着用している。聾学校などマスクの着用が適切ではない場合は、フェイスシールド等を活用する。

ただし、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。【改訂】

- 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば対角線上の2方向の窓を同時に開けて行う。（詳細は後述。）
- 児童生徒等が密集するグループ学習は行うことは避ける。グループ活動は、空き教室を使った分散活動や時差活動などの工夫も考えられる。

### ア 授業と授業の間の手洗い

- ・ 全ての児童生徒等が休憩時間毎に手洗いすることが望ましいが、手洗い場の数も限られていることから、手洗い場が密にならないよう配慮した上で、児童生徒等の手洗いを学校の実情に合わせて指導すること。

### イ 校内で共有される用具・物品等の取扱いについて

- ・ 全ての教科において、各教科担当者が、共用の用具・物品を適宜消毒する。  
ただし、使用後に長時間\*触れることがないような場合は、消毒しなくても差し支えない。【改訂】

- ・ 各教科担当の指導の下、児童生徒が共用の用具・物品に触れる場合は、その授業の前後で手洗いを指導する。

※ 物の表面についてのウイルスは時間がたてば、壊れてしまう。ただし、物の種類によっては 24 時間から 72 時間くらい感染する力を持つと言われている。（「新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）」厚生労働省）

#### ウ 教室等の換気について

- ・ エアコンを使用している場合においても換気は必要であるため、対角線上の 2 方向の窓を同時に開けて行う。また、授業時間内に適宜窓等を大きく開けて換気をすることも有効である。休憩時間中には、窓や扉を大きく開けて換気を行う。
- ・ 換気の程度は、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談して、判断する。
- ・ 換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底に留意する。

#### エ 熱中症の予防【改訂】

- ・ 教育活動の場所及び活動形態については、感染症予防とともに、マスクの着脱等の熱中症予防にも十分注意する。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、特にマスクの着脱については、熱中症への対応を優先させる。
- ・ 気象庁が発表する情報や環境省が公表している暑さ指数等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
- ・ マスクを着用していると、喉の渇きに気づきにくいいため、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分（スポーツドリンク）の補給ができる環境を整える。
- ・ 児童生徒が自宅から持参した冷却グッズの使用を認める、制服に拘らず体育服の着用を認めるなどの配慮をする。
- ・ 熱中症による健康被害を未然に防止するために、マスクを外した場合は、下表の対応をする。なお、児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

##### 《マスクを外したときの対応》

熱中症の予防のため、児童生徒及び教職員がマスクを外すことがあることをあらかじめ児童生徒、保護者に周知を行う。

	授業中	授業中以外
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マスクを外している間は、不必要な発声を控えるよう指導する。声を出す必要があるときは、マスクを着用するかハンカチ等で口を押さえながら行うよう指導する。</li> <li>○ 清潔なハンカチ等で咳エチケットを徹底するよう指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マスクを外している間は、身体的距離を確保するよう指導する。</li> <li>○ 近距離での会話を控えるよう指導する。</li> </ul>
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかの方法により、飛沫防止対策を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 教卓の上等にアクリルボード等を設置する。</li> <li>② フェイスシールドや透明マスクを着用する。<sup>※1</sup></li> <li>③ 児童生徒との間に十分な身体的距離を確保する。<sup>※2</sup></li> </ul> </li> <li>○ 机間巡視の際は、マスクを着用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体的距離を確保する。</li> <li>○ 近距離での会話を控える。</li> </ul>

※1 現時点において、フェイスシールドや透明マスクがマスクの代替になるという科学的なエビデンスについて文部科学省及び厚生労働省は示していないが、飛沫防止に一定の効果があると考えられるため、地域の感染状況（感染経路不明な感染者が出ていないなど）により活用することも可能である。ただし、今後、新たな知見が報告された場合は、この対応を変更することがある。

※2 地域で感染経路不明な感染者が出ていない場合などで、一時的にマスクを外して授業を行う場合を想定している。「十分な身体的距離」は、できれば2メートル、最低1メートルとし、施設の制約上可能な限り、最大限確保すること。

- ・ 特に授業・学校行事における熱中症予防の判断については、令和2年7月3日付け2教保第354号「熱中症の予防に向けた対応について」に沿って対応する。

## オ 各教科等の指導について

- ・ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更などを工夫する。また、できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないようにし、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせる。

なお、地域の感染状況や各学校における新型コロナウイルス感染症対策の定着が確認できたところで、次頁表「各教科における感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」のうち、「感染のリスクが高い学習活動」から徐々に通常活動を再開する。なお、新型コロナウイルス感染症対策の定着の程度は、以下の「新型コロナウイルス感染症対策のチェックリスト(例)」を参考に判断する。【改訂】

《 各教科における感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動 》

【新規】

高い学習活動 感染のリスクが	① 児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等 ② 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 ③ 図面工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
習活動 特にリスクの高い学	① 近距離で一斉に大きな声で話す活動 ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 ④ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

出典：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)

《 新型コロナウイルス感染症対策のチェックリスト (例) 》 【新規】

- 児童生徒は、新型コロナウイルス感染予防に取り組んでいる。
  - ① 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけている。
  - ② 発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養している。
  - ③ 熱中症予防のためマスクを外している場合等を除き、マスクは常時着用している。
  - ④ 活動の前後、共用物品に触れる前後など、こまめに手洗いをしている。
  - ⑤ マスクを着用していない時や休み時間、昼食時には、身体的距離の確保を意識し、密集を避けるよう行動している。
- 朝、家庭で検温できなかった児童生徒に対して、検温及び健康観察を行う体制が整えられている。
- 登校後、学校内で発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させるとともに、安全に帰宅できるまでの間、校内にとどまるときは、別室等で待機させるなどの体制が整えられている。
- 教職員は、このガイドラインの内容を理解し、新型コロナウイルス感染予防に取り組むとともに、児童生徒に対して、必要な指導を行っている。
- エアコン使用時も含み、教室等は、気候上可能な限り常時、換気されている。
- ドアノブや手すり、スイッチなど、よく手が触れる箇所は、1日に1回以上、消毒を行っている。
- 教職員は、正しい情報に基づく適切な行動を心がけるとともに、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別が生じないよう児童生徒に対して繰り返し指導している。

- ・ 児童生徒間で、体育服や作業服等の貸し借りはせず、必ず自身のものを着用する。また、使用後は洗濯した上で再使用する。

### 音楽の実技

- ・ 狭い空間や密閉状態での歌唱、器楽、創作などの表現活動を行う必要がある内容については、年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの工夫をする。
- ・ 3密状態でない場合であっても、表現活動を行う場合には、できる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないよう指導する。

### 体育の実技【改訂】

- ・ 医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合は、参加を強要しない。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に適切な消毒を実施し、手洗いを実施する。
- ・ 更衣場所、活動場所などにおいて、3つの密が重なる場面を避け、可能な限り授業を屋外で実施し、体育館など屋内で実施する場合には、特に運動強度の高い運動は避ける。また、熱中症予防に留意するとともに、「熱中症予防に向けたガイドライン」を参考に、活動場所及び内容の変更も含めて実施方法を判断する。
- ・ 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い内容（柔道、剣道及び球技領域におけるゴール型の種目など）の実施については、仲間との距離を取った練習方法としたり、安全な実施が困難である場合には、年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの工夫をする。
- ・ 児童生徒が運動不足となっていると考えられるため、準備運動を十分に行い、運動強度を抑えた軽めの運動から再開し、生徒の体力の回復に応じて、段階的に運動強度を高めていくことが重要である。
- ・ また、熱中症の危険性がある時期には、「熱中症予防に向けたガイドライン」を参考に、活動場所及び内容の変更も含めて実施方法を弾力的に判断するとともに、場合によっては「教育活動の実施等に関するQ&A」で示しているように、座学で対応したり、年間指導計画の見直しを図り、9月以降の他の授業内容と調整したりして、熱中症事故防止の徹底を図る。
- ・ 健康診断が未実施の場合の学習活動への参加判断は、過去の健康診断の結果、学校生活管理指導票及び日々の健康観察などにより総合的に行う。とりわけ1年生については、保護者から既往症や健康状態等の情報を確実に把握するよう努める。
- ・ 水泳の授業については、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合、水中感染のリスクは低い。実施する場合は、見学の生徒も含

めて、密集・密接の場面を避け、感染症対策を講じること。

- ・ 屋外では一人一人の間隔を2 m以上空けて行き、屋内では換気を適切に実施した上で間隔を2 m以上空けて行えば、マスクの着用は特に必要としない。

#### **理科の実験や家庭科の調理実習**

感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更などを工夫する。

#### **職業教科における実習**

- ・ 学校内での実習や産業現場等学校外での実習を実施する際は、学校再開ガイドラインに示す感染拡大防止の対策を講じる。
- ・ 水産科における乗船実習を実施する際は、3密を避け、生徒・職員ともに感染拡大防止の対策を徹底的に講じるとともに、通常実施する学校医による乗船前の健康診断等において、過去2週間以上、感染を疑われる者との濃厚接触がないことを確認した上で、実習開始日までの間に十分な健康観察を行い、参加を決定すること。  
また、手すりや計器類など、船内で手に触れるものは常に消毒を行うとともに、毎日の体温検査等の健康観察を欠かさないこと。

#### **(4) 学校行事（集会）**

- ア 朝礼や学年集会を体育館等の屋内で実施する際には、気候上可能な限り、窓や扉を大きく開放して行う。また、一人一人の距離が確保しやすい隊形にするなど配慮する。
- イ 参加人数を抑える、時間を短縮する、校内放送を利用する、又は気候に配慮しながら屋外で実施する等開催方式の工夫をする。
- ウ マスクを着用していることや気候に配慮し、必要に応じて進行の途中で水分補給の時間を設ける。

#### **体力テスト**

- ・ スポーツ庁「体力・運動能力調査」に基づく体力テストの実施は必要とせず、実施後の各様式の提出についても、今年度は必要としない。
- ・ 今年度の、体力章の交付及び体力づくり優良校の顕彰は行わない。

#### **(5) 昼食等**

- ア 座席は全員正面を向かせるなど向かい合わせにならないように配置する。
- イ 食事中は会話を控えるよう指導する。
- ウ 食事前の手洗いはもちろん、食事後も手に付着した飛沫等の接触感染を防ぐため手洗いをするよう指導する。
- エ 食事前後は机の清拭が望ましいが、実施が難しい場合は、清潔なハンカチ等を机の上に敷き、その上で食事をするよう指導する。

オ 食事中はマスク着用が不可能であることから、机上に清潔なハンカチ等を置き、咳やくしゃみなどで飛沫が飛びそうになったら、すぐにハンカチ等で口を押さえることができるよう指導する。

カ 食事後の歯磨きやうがいについては、手洗い場が密にならないよう配慮した上で、学校の実情に合わせて実施するよう指導すること。

なお、学校歯科医に助言を求めることも考えられる。

## (6) 帰りの会、清掃

ア 業後のS Tで児童生徒等の様子を観察し、体調不良の有無を確認する。

イ 清掃時は、埃にウイルスが付着する可能性があるため、最大限の換気をして実施する。特に感染リスクが比較的高いトイレの清掃は、マスクと手袋の着用を徹底させ、水滴が飛び散るような清掃方法は控えさせる。【改訂】

ウ 教職員が主となって、多人数の手が触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓サッシ、手洗い場の蛇口栓など）の清拭消毒をする。可能であれば、机上の清拭もすることが望ましい。なお、清拭用消毒液の取扱いには十分に注意する。

エ 清掃後は、手洗いをするよう指導する。

## (7) 授業後

ア 委員会活動・生徒会活動等の活動は、精選して行う。補習を実施する場合は、授業に準じた対策をとる。

イ 教員の指導を受けていない生徒は、教室等校内に残らず速やかに帰宅するよう指導する。

ウ スクールバスの乗車の際にも、身体的距離に留意し、過密乗車を避けるよう指導する。また、スクールバス利用者には手洗いや咳エチケット等を徹底するとともに、会話を控え、マスクを着用するよう指導する。スクールバス使用後には、利用者が触れる場所を消毒する。なお、運転手に対して、定期的に窓を開け、換気を行うよう指示する。

エ 帰宅後は、すぐに手洗いをするよう指導する。

オ 自宅等で友人と会う場合や外出時においても3つの密を避けるよう指導する。

## (8) その他

新型コロナウイルス感染症について、児童生徒等が正しく理解し、適切な行動をとれるよう繰り返し指導する。

### 《新型コロナウイルス感染症に関する指導資料》



参考「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/content/2020501-mext\\_kenshoku-000006975\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/2020501-mext_kenshoku-000006975_5.pdf)

## 3 部活動

部活動の再開を検討する場合は、地域の感染状況、学校再開後の児童生徒の生活状況等を踏まえ、教員に係る負担なども含めて、活動の可否及び練習内容を判断する必要がある。

部活動を実施する際には、感染防止対策を徹底した上で活動することとし、活動時間や運動強度などに配慮し、段階的に対応する。また、留意事項については種目特性に応じて適宜追加して対応する。

通常活動へ移行する際には、感染防止対策が定着したことを確認できた部活動ごとに移行する。【新規】

### (1) 「再開に向けた準備を行う」期間

ア 学校における、部活動の目標及び運営方針の組織全体の共有を図る。「組織的な運営体制の整備については、平成30年9月に県教育委員会が示した「部活動指導ガイドライン」の16ページ以降を参考にして、学校として組織的に指導、運営及び管理できるように留意する。

イ この期間の生徒の活動はせず、部顧問が中心となって児童生徒との面談などを行い、休業中の児童生徒の生活状況を把握する。また、「部活動再開計画（後述）」を作成する。

ウ 通常の活動計画の他に、感染防止対策を踏まえた「部活動再開計画」（別添資

料)を各部で作成し、校長の許可を得た上で活動を始める。

## (2) 通常授業開始後に部活動を再開する際の留意点

- ア 児童生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。
- イ 活動の際は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、立ち会うことができない場合は実施しない。
- ウ 万全の感染防止対策をとり、活動時間や活動場所に十分留意して実施する。
- ・ 活動の前後の手洗いを励行し、部活動で使用する用具については、使用前に消毒を行う。また、タオル、ハンカチ、水筒等は個人持ちとし、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。
  - ・ 屋内で活動する場合は3つの密の場面を避けるため、人数を絞った活動とし、部室や更衣室は使用人数を決めて入れ替わりで更衣させ、こまめに換気を行う。また、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、手すり等）は適宜消毒をして衛生環境を徹底する。
  - ・ 活動中は一人一人の間隔を2 m以上空けることとし、児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動及び発声や演奏する活動などについては、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
  - ・ 活動中のハイタッチや握手、近距離での会話は控える。
  - ・ 臨時休業期間中の運動不足を考慮し、準備運動を十分に行い、運動強度は段階的に高めるとともに、熱中症防止についても適切な措置を講ずる。
  - ・ 身体活動を伴う部活動におけるマスクの着用については、屋外では一人一人の間隔を2 m以上空けて行うことができ、屋内では換気を適切に実施した上で間隔を2 m以上空けて行うことができれば、マスクの着用は特に必要としない。
- エ 対外的な練習試合等については、上記ア～ウの内容を慎重に考慮して実施する。【改訂】

## (3) 部活動再開後、通常活動に移行する際の留意点（6月15日以降）【新規】

- ア 本ガイドラインや文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」で示された感染防止対策の定着を確認できた部活動ごとに、通常活動に移行する。
- イ 活動の際の教員の立ち会いについては、活動の開始時と終了時における生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うことを条件として、常時立ち会わないことも可とする。（ただし、感染防止対策等についての留意事項が守られなかった場合には、教員の常時立ち会いを要するなどの措置を講じる。）
- ウ 感染防止対策指導に加えて、ケガ・事故防止対策、熱中症対策についても、

必ず指導する。

エ 対外的な練習試合等を計画する場合には、周辺地域の感染状況に配慮する。  
また、今後練習内容をより実戦的な内容に近づけていく必要があるが、その際、生徒の体力・技術レベルに応じて、段階的に活動時間や運動強度等の負荷を高めていくことが重要である。

特に、入部して間もない入学年次の生徒に対しては十分な配慮が必要である。

オ 活動の本格化に向けては、暑熱順化<sup>しょねつじゆんか</sup>が十分でない時期であることから、熱中症事故防止について、より一層の配慮が必要となる。具体的には、気温・湿度などの環境条件に十分配慮するとともに、こまめな水分・塩分の確保や休憩時間の確保を確実に行う。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分を補給するとともに、氷の使用や冷房のある部屋での体温の冷却等、適切な処置を行う。

#### (4) 対外的な練習試合や公式戦等への参加に対する留意点【新規】

ア 部顧問は、対外的な練習試合や公式戦においては、より感染防止対策や熱中症予防に留意する。

イ 部顧問は、対外的な練習試合を実施する場合は、県内や地域の感染状況等を見極めながら、事前に所属校の校長の許可を得た上で実施する。

ウ 部顧問は、参加生徒の健康観察を確実にを行い、記録を残すとともに、体調不良がある生徒が申し出しやすい雰囲気づくりや教員の役割分担を工夫する。

#### 【本ガイドラインの取扱いについて】

◎1及び2の内容 今後、長期的な対応が必要となるため、当分の間、本ガイドラインで対応する。

◎3の内容 県内や地域の感染状況等を見極めながら、段階的に通常の活動に緩和していくことを各学校で検討し、学校間で調整する。

## 愛知県立〇〇高等学校 部活動再開計画 【 部】

校長	教頭		特別活動部		部顧問		

## 1 今年度の部活動の目標及び運営方針【学校で策定】

- ・
- ・
- ・

## 2 「再開に向けた準備を行う」期間における計画策定【部活動ごとに策定】

## (1) 休業中の生徒の生活状況から考えられる配慮事項

- ・
- ・
- ・
- ・

## (2) 部活動を再開する際の感染防止対策

## ア 活動前の留意事項（部室・更衣室の対策を含む）

- ・
- ・
- ・

## イ 活動中の留意事項

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

## ウ 活動後の留意事項（部室・更衣室の対策を含む）

- ・
- ・
- ・

## エ 対外的な練習試合等の留意事項（6月15日以降）

- ・
- ・